

史料紹介：『ドイツ人についての良き教えの書』

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2015-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 真生 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008088

史料紹介：『ドイツ人についての良き教えの書』

藤井 真生

はじめに

1437年12月、ハンガリーへ向かう途上にあったルクセンブルク家の皇帝ジギスムントは、南モラヴィアの都市ズノイモで亡くなった¹。彼は神聖ローマ皇帝(1410-37)であっただけではなく、ハンガリー王(1387-1437)であり、そして在位は短かったもののチェコ王(1436-37)でもあった。その後継者の座は、王妃バルバラがポーランド王に提供しようとしたという報告²もあるが、最終的には相続協定によりハプスブルク家のアルブレヒト(1437-39)³の手にわたることになる。しかしこのとき、チェコでは彼の国王即位に反対するパンフレットが出まわった。ここに紹介する史料『ドイツ人についての良き教えの書』⁴はそのひとつに採録された文章である。

この小文はタイトルからもうかがえるように、中世チェコにおける反「ドイツ人」観を示す史料として分析されてきた。わが国でもすでに、薩摩秀登氏が

¹ ルクセンブルク家の君主たちに関しては、F. Šmahel, L. Bobková, *Lucemburkové*, Praha, 2012, J. Spěváček, *Karel IV.*, Praha, 1979; *Král diplomat*, Praha, 1982; *Václav IV.*, 1986. 日本語では、鈴木達哉『ルクセンブルク家の皇帝たち』近代文芸社(1997)が、まとまって読むことのできる唯一の文献。

² チェコ王国の宮廷に人脈を築いていた人文主義者エネア・シルヴィオ・ピッコローミニ、のちの教皇ピウス2世(1458-64)が執筆した『ボヘミア年代記』。D. Martínková, A. Hadravová, J. Matl, *Aeneae Silvii Historia Bohemica* (Fontes rerum regni Bohemiae I), Praha, 1998, k. 53. ピウス2世の『ボヘミア年代記』に関しては、拙稿「イタリア司教の目に映った15世紀のチェコ——人文主義者エネアのボヘミア・レポートとその背景」長谷部史彦編『地中海世界の旅人——移動と記述の中近世史』慶應義塾大学出版会(2014)、55-81頁を参照。

³ オーストリア公アルブレヒトはジギスムントの一人娘エリーザベト(アルジュビエタ)と結婚していた。アルブレヒトもわずか二年後に舅の後を追うようにして亡くなったが、彼の死から四カ月後にエリーザベトが息子ラディスラフ(1453-57)を出産した。

⁴ W. Wostry, Ein deutschfeindliches Pamphlet aus Böhmen aus dem 14. Jahrhundert, in *Mitteilungen des Vereins für Geschichte des Deutschen in Böhmen* 53 (1915), pp. 193-238. 以下に掲載するラテン語、そしてドイツ語訳を収録している。

「中世チェコにおける「ドイツ人」観」と題した論考において言及されている⁵。要は、ドイツ系王朝に反対し、ドイツ人⁶を否定する内容なのだが、その否定の仕方非常に興味深い点があるため、以下で取り上げて若干の考察を述べるとともに、訳出を試みた。

1、中世チェコにおける反「ドイツ人」観

中世チェコにおける「ドイツ人」観については、先にあげた薩摩論文があり、また「ドイツ人」を他者としつつ展開した「チェコ人」意識については、別稿で詳述している⁷ため、ここではグラウス以降の研究者⁸によって共有されている見解を簡単にまとめておこう。

中世のチェコにおける“我われ（チェコ人）と彼ら（ドイツ人）”意識の展開については、一般的には三つの段階が想定されている。

1) 10世紀～12世紀後半：君主家系にドイツより妃が迎えられ、彼女に付き添ってお伴の者たちが宮廷へやってきた。また、10世紀後半にプラハ司教座が設立されるが、初期の司教はほとんどがドイツ出身であった⁹。高位聖職者も同様である。彼らが君主の宮廷で寵を受けた場合には、中世チェコ史では有名な

⁵ 薩摩秀登「中世チェコにおける「ドイツ人」観」『歴史学研究』703号（1997）、200－205頁。

⁶ 本稿は、中世の「民族」について、近代の国民国家の産物であるとする、いわゆる「近代論」的な立場をとらない。前近代社会においてもナショナルなアイデンティティは存在し、かつ生成・変容・消滅したとするA・スミスの見解に与する。アントニー・スミス（巢山靖司、高城和義他訳）『ネイションとエスニシティ——歴史社会学的考察』名古屋大学出版会（1999）。

⁷ 藤井真生「カレル4世時代の年代記にみる「チェコ人」意識——チェコの「ドイツ人」との対比から——」『西洋史学』第227号（2008）、22－43頁。

⁸ 代表的な中世ナショナリズム研究として、F. Graus, Die Bildung eines Nationalbewußtseins im mittelalterlichen Böhmen, in *Historica* 13 (1966), pp. 5-49. ほかに、Z. Uhlří, Národnostní proměny 13. století a český nacionalismus, in *Folia historica Bohemica* 12 (1988), pp. 143-170, V. Vaníček, Předpoklady a formování šlechtické “obce českého království”, in *Mediaevalia historica Bohemica* 1 (1991), pp. 13-51, J. Žemlička, Markomané, Němci a středověká kolonizace, in *Český časopis historický* 97 (1999), pp. 235-272, F. Šmahel, *Idea národa v husitských Čechách*, Praha, 2000, M. Nodl, Nacionalismus a národní vědomí na počátku 14. století a Karlova snaha o bezkonfliktní obraz soužití zemských Čechů a Němců, in M. Nodl, *Tři studie o době Karla IV.*, Ptáje, 2006, pp. 65-105. また、日本語では薩摩前掲論文、藤井前掲論文を参照。

⁹ 初代から第4代までの4人のプラハ司教のうち3人がドイツ、しかもザクセンの出身であった。チェコのプシェミスル朝はドイツのザクセン朝と強い結びつきを有していたためである。その後、しだいにチェコ人聖職者も養成されるようになり、第5代から第8代まではチェコ出身の司教が続く。とはいえ11世紀の段階では、まだチェコ聖職者にはドイツの司教座附属学校や修道院で学んだ者が多く、教会高位聖職者にはあいかかわらずドイツ出身者が目立っていた。

コヤタのエピソードのように、これを排除しようとする動きが表面化する¹⁰。ただし、この時点では“よそ者”であることが問題なのであって、「チェコ人」に対する「ドイツ人」といったレベルの意識ではないとされる。

2) 12世紀後半～14世紀初頭：12世紀後半以降、チェコにおいてもドイツ人による植民運動が活発化し、「国内」、とりわけ都市に生活慣習の異なる“よそ者”を多く抱え込むことになる。この段階では明確に「ドイツ人」が“よそ者”を代表することになる。また、この時期の年代記叙述は、外からやってきた「ドイツ人」に対して「国内」に「チェコ人」が存在することを前提としている。しかし、近年の研究動向を考慮するならば、植民運動の進展とともに、“よそ者”の「ドイツ人」に對置される形で「チェコ人」像が創り出され、あるいは強化されていったものとみるべきであろう¹¹。

3) 14世紀初頭～15世紀初頭：14世紀にはチェコ王家（ルクセンブルク家）からドイツ王（神聖ローマ皇帝）が誕生する。そのため、首都プラハにはドイツ人を筆頭とするさまざまな「外国人」が集い、なおいっそう宮廷での比重を高めていった¹²。また、都市部ではドイツ人が数のうえだけでなく、支配階層としての存在感も増していた。この時期に、出身地から言語へと区別意識の基準が変わったこと、「よそからきたドイツ人」を問題視する階層が宮廷以外へも広まったことが指摘されている¹³。

その後、15世紀初頭にフス派戦争¹⁴が勃発したことにより、フス派信仰とチェ

¹⁰ 自分の宮廷付き司祭を新司教に選出させようとした大公に対して、コヤタは宮廷の有力者を代表して、その司祭がドイツ人であることを理由に反対意見を述べた。Kosmas, II-23, in *Fontes rerum Bohemicarum (FRB)* II, Praha, 1874-75. 薩摩秀登『王権と貴族——中世チェコにみる中歐の国家』日本エディタースクール出版部（1991）、31-32頁、藤井真生『中世チェコ国家の誕生——君主・貴族・共同体』昭和堂（2014）、13、242頁。

¹¹ D. Třeštík, *Mýty kmene Čechů*, Praha, 2003.

¹² ドイツ人以外には、貨幣の鑄造など、金融関係の業務に強いイタリア人も多く招聘された。ルクセンブルク朝期の外国人問題に関しては、第63回日本西洋史学会小シンポジウム報告「中世後期チェコにおける貴族共同体と「外国人」」『西洋史学』251号（2013）、40-43頁を参照。

¹³ この「チェコ人」意識のメルクマルの問題に関しては、前掲拙稿を参照。

¹⁴ 比較的新しいフス派運動研究としては、F. Šmahel, *Husitská revoluce I-IV*, Praha, 1993; *Husitské Čechy*, Th. A. Fudge, *The Magnificent Ride*, Ashgate, 1998; *The Crusade against Heretics in Bohemia, 1418-1437*, Ashgate, 2002; *Jan Hus*, I. B. Tauris, 2010. また、異端史のなかにフス派を位置づけた研究としては、M. Lambert, *Medieval Heresy*, Blackwell, 3. ed. 2002 (1 ed. 1977), pp. 306-414. 邦語では、薩摩秀登『プラハの異端者たち』現代書館（1998）。そのほか、浅野啓子「15世紀フス派革命におけるプラハ四カ条」『社会科学討究』35号（1990）；「フス派の改革運動における共生の理念」森原隆編『ヨーロッパ・「共生」の政治文化史』成文堂（2013）、315-338頁、59-82頁、薩摩秀登「フス派の形成と都市指導層——最近のチェコにおける研究によせて——」『明治大学教養論集』278号（1995）、1-16頁；「教会改革者と革命——ヤン・フスの教会改革論とそ

コ語を核とする選民思想が高揚し、民族意識の展開は新たな局面を迎える¹⁵が、『ドイツ人についての良き教えの書』はこの時期に広く流布したものである。

2、史料成立の時代背景

(1) フス派運動と「チェコ人」意識

フス派運動の意義については、社会主義の時代には階級闘争史観から、すなわち都市ブルジョワに対する都市中下層の蜂起として説明されることが多かったが、戦前までさかのぼれば、「チェコ人对ドイツ人」という民族的対立の構図から理解されることが基本路線だった¹⁶。なぜなら、19世紀に産声を上げたチェコ歴史学は、チェコがハプスブルク帝国からの自治（のちに独立）を獲得するために、民族の歴史的存在意義を叙述する使命をはじめから負わされていたからである。現在では、フス派運動を民族的要因からのみ説明することはないが、中世チェコの民族意識をさぐるさいにこの前後の時代が非常に大きな意味をもっていることは否めない。

さて、冒頭に名前を出した皇帝ジギスムント¹⁷は、戦争勃発時のチェコ王ヴァーツラフ4世（1378-1419）の弟であり、兄が後継者を残さずに没した後は、正当なる王位継承者であるはずだった。しかし、1415年のコンスタンツ公会議に参加するヤン・フスに対して道中の安全を保障しておきながら、結果的に彼が火刑に処されることを防がなかった（防げなかった）彼は、チェコ王国内ではフスの処刑に関する責任者とみなされていた。中世のチェコ王国では、有力貴族に国王選出権¹⁸が認められており、ジギスムントも彼らによる即位承認を経なければ玉座に上ることができなかつたのである。

この当時のチェコの貴族は、フスの信奉者もいれば、強力にカトリック信仰を保護しようとする者もあり、必ずしもフス派と貴族共同体が一致していたわ

の位置づけをめぐる——』『一橋論叢』122巻4号（1999）、562-577頁、藤井真生「フス派運動における民衆と民族——池上俊一著『ヨーロッパ中世の宗教運動』によせて——」小澤実編『物語るロマネスク霊性』（『クリオ』22号別冊）（2008）、129-138頁など。

¹⁵ F. Šmahel, *Idea národa v husitských Čechách*, pp. 22-89.

¹⁶ 研究史については、浅野前掲論文、薩摩「教会改革者と革命」を参照。

¹⁷ ジギスムントについては、F. Kavka, *Poslední Lucemburk na českém trůně*, Praha, 2002.

¹⁸ 中世チェコの君主選出権は、13世紀にはいって王朝の長子相続制が確立するにつれて形骸化した。藤井前掲書、241-244頁。しかし、プシエミスル朝が断絶し（1306年）、新たにルクセンブルク朝が迎えられる（1310年）と、貴族の選出権が再び尊重されることとなった。薩摩「王権と貴族」、第3章。

けではない。しかし、彼らはフスの処刑をチェコの共同体に対する侮辱であるとみなし、450人の印章の付けられた抗議書簡をコンスタンツへ送付した¹⁹。その彼らにとって、チェコを異端とみなして十字軍を宣言したジギスムントは、到底国王として承認することのできない人物だったのである。そのため、ジギスムントは1436年にイフラヴァ協約を締結してフス派戦争を終結させるまでは、チェコ王として即位することができなかった（1420年に戴冠式を挙行しているが、チェコ貴族の承認は受けておらず、実質をとまなうものではなかった）。

ジギスムントの娘婿アルブレヒトは、直接フス処刑の責任者とみなされていたわけではない。しかし、フス派戦争中、対フス派十字軍はハンガリー、オーストリア、ドイツで招集された軍隊から構成されており、アルブレヒト自身も舅とともにモラヴィアへ攻め込んで、これを占領していた。こうした経緯もあり、オーストリアのハプスブルク家や、これに率いられてチェコの外部からやって来た集団に対する反感が強まっていたものと考えられる²⁰。

(2) 史料について

先述のように、このパンフレットは1436年から37年にかけて、ジギスムントからアルブレヒトへとチェコ王位が継承される時代状況のなかで生まれた。現存するテキストは1442年ないし43年の写本とみなされている。ただし、史料編纂者のヴォストリによれば、1430年代の国王選挙にさいして執筆されたのではなく、そのときにすでに知られていた文章を編纂した全体で以下の5編から構成されるパンフレットの一部分である²¹。

- ① 誠実なるチェコ人に警告するためのチェコ年代記の抜粋
- ② スラヴ語によるアレクサンダー大王伝
- ③ ドイツ人についての良き教えの書

¹⁹ 薩摩『ブラハの異端者たち』、109-110頁。

²⁰ ジギスムントが1436年に即位が認められたさいには、外国人を官職につけないことが確認されている。薩摩秀登「中世後期における中欧の政治と文化——二つの宗派の国ボヘミアの国家運営——」『明治大学人文科学研究紀要』第43号（1997）、54-80頁。なお、ルクセンブルク朝期に繰り返し主張される、外国人の官職就任禁止問題については、先述の第63回日本西洋史学会小シンポジウム報告および、藤井真生「外国人に官職を与えるな——中世後期チェコにおける貴族共同体のアイデンティティ——」服部良久編『（仮）コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史——戦争と秩序のタペストリー——』ミネルヴァ書房、2015年刊行予定。

²¹ W. Wostry, *op. cit.*, pp. 202-225. 写本は、ブラハ大学図書館所蔵のIII G25およびXIV G45、そしてモラヴィア文書館にあるCodex Cerr. III108の3系統が確認されており、このうちG25が14世紀中の作成とみなされている。

④ボヘミア王が皇帝フリードリヒに招かれたことの報告

⑤いわゆるダリミル韻文年代記

このうち『いわゆるダリミル韻文年代記』は14世紀初頭まで成立年代がさかのぼる²²が、『ドイツ人についての良き教えの書』は14世紀の第二四半世紀とみている。バルトシュも成立時期を、カレル4世(1346-78)がモラヴィア辺境伯であった時期、とくに1340年代においている²³。しかし、それ以降の研究者は基本的に14世紀の後半、おそらくジギスムントの兄ヴァーツラフ4世(1378-1419)の治世に作成されたものとみている²⁴。帝国が舞台設定として用意されていることから、チェコ王と皇帝をはじめ兼ねたカレル4世以降のものと考えられ、さらに都市の同職組合²⁵や兄弟団²⁶に対する言及があることから14世紀後半、それも1370年代以降と推定される。なかでもグラウスは1380年から93年の間に成立したものとみなしている²⁷。

筆者に関しては、この時代の都市の慣習や制度に通じていること、その一方で聖書からの引用があまりみられないことから、ヴォストリは作者をチェコ系プラハ市民と想定した²⁸。これに対してバルトシュは、同職組合を「セクト」と表現する史料はブルノの都市台帳だけであることから、筆者をブルノの書記官ヤンと同定した²⁹。しかし、先述のように近年の研究者はみな成立年代を14世紀の後半とみなしており、彼の見解は継承されていない。ただし、バルトシュ説を一致して否定する研究者たちも、ではいったい誰なのかという問いには、確固たる回答を提示できないでいる。グラウスはプラハではなく、小都市の参事会員と考えている³⁰。彼はプラハ旧市街の富裕層にはドイツ系市民が多く、こうしたパンフレットを書く理由が見当たらないという。また、大学サークルの

²² この年代記については、藤井前掲書、301-305頁。

²³ F. Bartoš, De Theutunicis bonum dictamen, in *Časopis Matice moravské* 40 (1916), pp. 116-119.

²⁴ F. Graus, *Die Nationenbildung der Westslawen im Mittelalter*, Sigmaringen, 1980, pp. 221-223, F. Hoffmann, Rukopis státní knihovny ČSR XIV G 45, in *Pocta dr. Emmě Urbánkové*, Praha, 1979, pp. 71-83, F. Šmahel, *Idea národa v husitských Čechách*, pp. 72-73.

²⁵ チェコにおける同職組合(ギルド/ツunft)の普及は14世紀前半中ということで見解の一致をみている。初期の例としては13世紀末にまでさかのぼるようである。F. Hoffmann, *Středověké město v Čechách a na Moravě*, Praha, 2009, p. 246.

²⁶ チェコにおける兄弟団の成立は、同職組合とほぼ並行する現象であり、14世紀前半には確認できる。L. Bobková, M. Bartlová, *Velké dějiny země koruny české IV-b*, Praha-Litomyšl, 2003, p. 90.

²⁷ F. Graus, *op. cit.*, p. 222.

²⁸ W. Wostry, *op. cit.*, pp. 216-217.

²⁹ F. Bartoš, *op. cit.*, pp. 116-119.

³⁰ F. Graus, *op. cit.*, pp. 222-223.

一員であるという見解に対しては、大学関係者がこの史料に言及している痕跡が見当たらないことから、そうした説明は困難であると指摘する。これに対してシュマヘルは、プラハ大学の関係者、あるいはプラハ旧市街の富裕な市民であった可能性を改めて指摘している³¹。なぜなら、1380年代には旧市街の参事会にもチェコ系市民が増えており、ドイツ系の独占は崩れているからである。

以上のように、この論争は新たな史料の発見がないかぎり決着はつかないであろう。なお、ホフマンはこのパンフレットの写本がイフラヴァのドイツ系都市貴族の家系で保管されていたことを明らかにしたが、彼もそれ以上の結論は引き出せないでいる³²。ともあれ、14世紀後半にチェコ系市民の手によって執筆されたもの、という点で合意を見出しておきたい。

3、『ドイツ人についての良き教えの書』にみる「ドイツ人」観

本章では、『ドイツ人についての良き教えの書』の特徴を、先行研究を踏まえつつ、史料に即してみてゆく。

このパンフレットは、ドイツ人に対する嫌悪感をあらわにしている点で『いわゆるダリミル韻文年代記』³³との共通性がみられる。しかし、作者が貴族層ゆかりの人物と推定されるこの年代記とは異なり、チェコという国をチェコ人（の貴族）こそが担うのだ、という主張はそれほどあらわれてこない。

また、先に触れた“我われと彼ら”の区分基準でいえば、第一に言語中心主義の立場をとる。このことは、バビロンの塔崩壊以降、72の言語が各民族に配分された、という内容から始められることに明示されている(①)³⁴。この段階で、ドイツ語とよばれる言葉が「隷属的な民族」に割り当てられたことが述べられている。この言語中心主義の観点から、ドイツ人の言語および言語能力が貶められている(⑤)。現代チェコ語でもドイツ人をニエメツ Němec と表現するが、これは話すことに関わる言葉に否定辞 *ne* をつけた形をとっている。

³¹ F. Šmahel, *op. cit.*, pp. 72-73. シュマヘルは、1971年に発表した自説を2000年に公開された著書のなかで再度主張している。

³² F. Hoffmann, *op. cit.*, p. 78.

³³ Dalimil, in *FRB* III, Praha, 1882. 『いわゆるダリミル韻文年代記』に関しては、拙稿「中世チェコにおける王国共同体概念——『ダリミル年代記』の検討を中心に——」『史林』85巻1号(2002)、88-106頁を参照。

³⁴ 以下、() 内の丸囲み数字は、後掲史料に付した番号を指す。なお、番号は内容や分量を考慮して、筆者が便宜上振ったものである。

しかし、作者は『いわゆるダリミル韻文年代記』のような単純なチェコ語中心／ドイツ語否定主義の持ち主ではない。最後には、ドイツ語話者であってもチェコ生まれならばそれほど怒りを覚えることはない、と述べており(④)、属地主義的な考え方もうかがえる。よそからきたばかりの新参者のドイツ人と、すでにチェコに定着して久しいドイツ人を区別し、前者を差別する見方が都市民の間にも広まっていったことを示す証拠のひとつともみなされる。このパンフレットの作者が非難しているドイツ人とは、よその国へ入り込んで我が物顔にふるまう者のことなのである(④)。

このパンフレットの特徴はこうした言語中心主義と属地主義の併存にあることを確認し、さらに内容をおってゆこう。

作者は「よその王国や地方へ狐のように入り込」んだドイツ人の民族性を徹底して批判するが、そのさいすでに触れたドイツ人の隷属性に加え、彼らの貪欲さと狡猾さを繰り返し強調する(⑧)。チェコの都市は、12世紀後半以降からドイツ人植民によって一気に数を増しており、都市法を持ち込んだ彼らが都市の上層を占めることが多かった。ここでは、ドイツ人が祖国との結びつきを保ち、チェコから富を流出させているという疑念が表明されている(⑮)。おそらくドイツ人植民の盛んであった東中欧地域では、同様のドイツ人観が生まれていたと思われる。

また、この史料が興味深いのは、このドイツ人市民の金銭への執着を同職組合という制度と結びつけて説明している点にある(⑳～㉒)。同職組合は営業を独占し、不当な高値を維持する制度として認識されている。さらには都市の教区以外に、同職組合を母体としても結成されることの多かった信心会に対しても、これと結びつけて非難の矛先がおよぶ(㉕)。都市における目新しい慣習はなかなか受け入れられていないようだが、無論、同職組合自体はチェコにも浸透してゆく。

ドイツ人非難のポイントは貪欲さだけではない。狡猾さもその対象となる(⑭)。ドイツ人がいかにして外国で立身してゆくのか、そのさいの偽りに充ちた奉仕の仕方が描写されている。そして社会的上昇を果たしたあと、ドイツ人は裏切りを働くのである。このときキリスト教世界最大の裏切り者ユダとピラトゥスの名を冠せられている(⑯)。

そのため、匿名作者は支配階層にドイツ人の所業を訴えるのだが、自分の訴えがドイツ人の狡猾さに妨げられて領主たちへ伝わらないのではないかと心配している(⑳、㉔)。もちろん、最後にはドイツ人の本性が知れわたることを期

待している (36)。

このように『ドイツ人についての良き教えの書』は、ドイツ民族に隷属性、貪欲さ、狡猾さといった負の属性を押し付ける。そのかぎりでは『いわゆるダリミル韻文年代記』などの、先行する反ドイツ人史料と同一路線にある。この年代記も、先に述べたように、1430年代に作成されたと思われるパンフレット中に採録されており、パンフレット編者が反ドイツ人の立場を広く訴えかけるための文章として利用していた。

ただし、繰り返しになるが、半世紀前に作成された『いわゆるダリミル韻文年代記』と異なるのは、作者の出自と属地主義の言明にあった。このパンフレット内容は、宮廷周辺の人物から都市民へと反ドイツ人感情が広まっていたことを示す。そればかりでなく、パンフレットが著され、そしてそれが世に流布したことから、都市における反目がいっそう激しくなっていたことをうかがわせる。また、チェコにおいてもドイツ語を話し続け、そして独自の慣習を維持するドイツ人に対する嫌悪感が強まる一方で、彼ら「よそからやってきた者」と区別されるドイツ系住民の存在が示される点において、中世チェコの都市におけるチェコ系とドイツ系の共存が日常のものになっていたことが読み取れるのである。

4、ドイツ人とユダヤ人のパラレルな表象

本章で注目したいのは、『ドイツ人についての良き教えの書』にみられたドイツ人の「ユダ、ピラトゥス」への例えである。実は、この例えは匿名市民である作者のオリジナルではない。

トーマスによれば、中世後期からチェコでも登場する笑劇（ファルス）は、通常、社会的マイノリティを軽蔑・揶揄の対象とする³⁵。そして彼は、チェコの笑劇においては「女性、ユダヤ人、そしてドイツ人」がその対象となっていたと述べる。観客はチェコ貴族、農民が大部分を占め、マジョリティである女性と都市で経済力を発揮していたユダヤ人およびドイツ人を笑い飛ばすことで社会構造の維持がなされていた。そしてドイツ人がときにユダヤ人と同一視されるのがチェコの特徴であったという。とりわけ有名な作品は、1340年頃に成

³⁵ A. Thomas, *Frauen, Juden und Deutsche, in Bohemia* 37 (1996), pp. 310-318.

立した『香油売り』である³⁶。

同様の傾向は笑劇以外にも広く確認できる³⁷。14世紀のプラハの学生は、ドイツ人はピラトウスの肛門から生まれたと歌い、チェコ語で書かれた外典『ユダの福音書』では、ドイツ人はやはりイエスを裏切ったユダに例えられ、ユダヤ人と同一視された³⁸。こうした見方はプラハ大学でチェコ系教師とドイツ系教師の対立が深まり、後者がライプツィヒへ退去した時期の言説においてもみられ、法学者イエニセツのヤンはドイツ人教師をユダヤ人にたとえている³⁹。

たしかに、こうした例えを受け入れる下地が中世のチェコにはあった。というのも、伝説の時代も含めて、この頃までにチェコでは3度の君主暗殺事件がおこっているが、そのいずれもがドイツ人の仕業と言いつたえられているからである⁴⁰。その後、年代記史料で繰り返し語られる「ドイツ人によるチェコ君主暗殺」のモチーフがジャンルの垣根を越えて広まり、笑劇にも取り込まれたのだろう。とりわけ1306年のヴァーツラフ3世(1305-06)の暗殺は、土着の王朝を断絶させ、大いなる混乱と悲惨の時代をチェコにもたらしたため、当時のチェコ人に強い印象を植え付けたものと思われる。

先述の『ユダの福音書』の欄外には、この「呪われた民族」(=ドイツ人)をユダと同一視し、「この裏切り者の民族め、お前たちのせいで、多くの国が荒廃した！おまえたちがこのまま見逃されることはない。いつの日かお前たちも滅びるのだ」との書き込みがある⁴¹。「主に対する裏切り者」との非難は、中世ヨーロッパでは一般にユダヤ人に対して向けられていた。しかし、チェコでは以上のような歴史的背景により、ドイツ人に対してかぶせられていたのである。

『ドイツ人についての良き教への書』においては、「我われはこの金で彼らを滅ぼす(と彼らはいっている)」、「彼らはお金をため込んでいる」といった表現が連続する(18、25)が、これらの文言はすべてユダヤ人に対して投げかけら

³⁶ J. Veltruský, *A sacred farce from medieval Bohemia*, The University of Michigan, 1985中に収録。

³⁷ そのほかの笑劇ないし娯楽作品については、A. Thomas, *Czech-German Relations as Reflected in Old Czech Literature*, in R. Bartlett, A. Mackay (ed.), *Medieval Frontier Societies*, Oxford, 1992, pp. 199-216.

³⁸ A. Thomas, *Frauen, Juden und Deutsche*, pp. 311-312. 作品はそれぞれ、R. Jakobson, *Moudrost starých Čechů*, New York, 1943, pp. 118-119, J. Cejnar, *Nejstarší české veršované legendy*, Praha, 1964, pp. 150-180に収録。

³⁹ 浅野啓子「14-15世紀チェコにおけるフス派大学教師と王権」森原隆編『ヨーロッパ・エリート支配と政治文化』成文堂(2010)、260-279頁(ここでの参照箇所は263頁)。

⁴⁰ 前掲拙稿「カレル4世時代の年代記にみる「チェコ人」意識」。

⁴¹ A. Thomas, *Czech-German Relations as Reflected in Old Czech Literature*, p. 202. 引用文は英語からの訳。

れた紋切り型の非難・中傷を想起させる。もちろんチェコでも、「金銀をため込んだユダヤ人」といわれており⁴²、ユダヤ人に対する負の表象は伝わっていた。しかし、このパンフレットは貪欲に対する非難を、ユダヤ人ではなくドイツ人に投げかけるのである。ドイツ人の貪欲さの強調はプラハ系市民と思しき匿名作者にかざられたものではない。実は『ダリミル韻文年代記』には、ドイツからの十字軍がチェコを通過するさいにユダヤ人を襲撃したという記事がある。このときドイツ人はユダヤ人を襲撃する権利を「大金で買った」と述べられている⁴³。ただし、ダリミルはドイツ人をユダヤ人に例えていない。

『ドイツ人についての良き教えの書』におけるお金にまつわるドイツ人非難は、この当時のチェコの都市社会の実情をある程度反映している。というのも、もともとチェコの都市はドイツ人植民者によって建設されたものが多く、都市を治める参事会の会員（=都市の富裕階層）はドイツ系市民が多数派を占めていたからである。近年の研究ではドイツ系の独占状態は従来考えられていたよりも早く、14世紀の半ばから徐々に崩れていったとされているが、それでもフス派戦争を迎える以前にチェコ系が多数を占めていた都市は13%にすぎない⁴⁴。ドイツ人植民者の手による建設都市ではないプラハでも富裕なドイツ系市民の活動が目立っている⁴⁵。したがって、中世後期チェコの都市市民の目には、ドイツ人もユダヤ人のような経済的強者として映り、その意味において嫉妬を買いやすかったのである。

中世ヨーロッパでユダヤ人が憎悪された理由として、宗教的な違いにもとづく偏見が大きく影響していたことは間違いない。しかし、日常生活においては宗教的差異よりも、むしろ彼らが経済的に強者であった事実のほうが差別を生み出す重要なファクターだったと考えられる。チェコにおける外国人として同じような規定を与えられているなかで、チェコの都市ではドイツ人こそが経済的強者であり、その点での存在感はユダヤ人を上回っていた。ユダヤ人にまともあわされた負のイメージはむしろドイツ人に対して利用されたのである。『ドイツ人についての良き教えの書』において繰り返し表現される「ドイツ人と金」

⁴² “Judaei auro et argento plenissimi”, Kosmas, II-45, in *Fontes rerum Bohemicarum (FRB)* II, Praha, 1874-75.

⁴³ Dalimil, k. 86. “Tě moci velikým stříbrem dobyli běchu”.

⁴⁴ F. G. Heymann, *Česká města před husitskou revolucí, v době jejího trvání a jejich etnický vývoj*, in *Jihočeský sborník historický* 40, 1971, pp. 45-53.

⁴⁵ ドイツ系市民が強力なネットワークを築いていたことについては、前掲拙稿「カレル4世時代の年代記にみる「チェコ人」意識」第4章を参照。

の結びつきや、裏切り者「ユダ、ピラトゥス」といった例えは、そのことを明白に物語っている。

むすび

本稿で紹介した『ドイツ人の良き教えの書』は、中世チェコにおける民族意識の、ひとつの、しかし重要な意義をもつ側面を示す。“我われ”の立場を守るために、“彼ら”にマイナスのイメージを付加し、貶める。こうした表象自体は、もちろんチェコにかぎらず、ほかの地域でも確認できるだろう。今回は同一パンフレット中の、『いわゆるダリミル韻文年代記』をのぞく3編に関しては分析しなかったが、傾向としてはそれほど大きな違いはないと思われる。ただし、時代や作者のおかれた状況により、ドイツ人の何をどのように非難するのか、作品ごとに差異が生じてくるはずであり、ほかの3編の分析が不要なわけではない。また、これらのパンフレットがどのように読まれたのか、フス派戦争後の民族観にどのような影響を与えたのかも興味深い問題であるが、今後の課題としたい。

一方、この史料は、ドイツ人が都市における経済的（場合によっては都市政治的にも）強者であった中世のチェコにおいて、彼らを非難するためにキリスト教世界でユダヤ人に対して用いられたのと類似のレトリックが利用された点に特徴がある。中世ヨーロッパにおけるキリスト教の受容時期や深度は地域によって異なっていたため、キリスト教徒の敵としてのユダヤ人像の浸透にも当然地域差があったと考えられる。古川誠之氏は、「中世ドイツにおいて、ユダヤ人の迫害行為が当然のように存在した、あるいは中世の最初から続いてきた、と考えられがちな現在の理解は、歴史的に妥当なものだろうか」と述べた⁴⁶。この問題提起は非常に重要であると考えるが、14世紀チェコで作成された『ドイツ人の良き教えの書』には、それに対する回答の可能性がみえているように思われる。中世チェコにも反ユダヤ人感情とそれに付随したレトリックはたしかに存在した。しかし、ほかに敵視すべき「彼ら」が存在するとき、そしてその存在こそが「内なる敵」であるとき、反ユダヤ人感情は抑制されているのである。中世キリスト教世界におけるユダヤ人観の受容・利用の仕方は、決して均

⁴⁶ 古川誠之「離散か転居か。中世後期ドイツにおけるユダヤ人迫害」『史観』163号（2010）、69-85頁。引用は71頁。

質なものではなかったといえる。機会があれば、いずれまたこの問題に立ちかえってみたい。

* 本稿は科学研究費（若手研究スタートアップ→研究活動スタート支援）「中世チェコのナショナル・アイデンティティの特質」（課題番号：70531755）の成果の一部である。

De Theutunicis bonum dictamen.

In nomine domini amen.

[1]: Cum eterno celorum sceptrigero operante mirifica Babylonie cunctigena idioma, que septuaginta duo universo suo ponebantur numero, essent sparsa inter gentes heriles et liberas, solum idioma Thecaudis, quod nunc idioma Theutunicum dicitur, in gentem servilem specificè est disparsum. [2]: appellatur autem hoc Thecaudis idioma, quia cum in distribuzione seu confusione liguarum Babilonie cuilibet linguaio rector aut tutor esset proprietarie deputatus, utpote quod eminentioribus imperatores et reges, mediocribus marchiones et duces, minoribus comites et barones, minimis autem presides et capitanei donabantur, sic Theucades servilis gentis Theutunice capitaneus est effectus. [3]: cum itaque quibusdam nationibus regna, ceteris ducatus, reliquis regiones sicque quibuslibet iuxta bene merencium merita dignitates, officia et beneficia convenissent, Theutunici omagiales et serviles remanserunt carereque debent Theutunici coronatis principibus [fol. 25a] in hunc diem. [4]: itaque Theucades assumpta servili cohorte sua Theutunicorum cunctas perlustravit regiones serviles utriusque sexus cunctis nationibus sunt sparsi particulariter, sic quod nec est regio, que Theutunicis non sit plena. et sicut per dicersa loca sunt dispersi, sic in universis partibus eorum idiomatis verbalis prolacio ex interieccione et adiunctione aliorum idiomatum variatur. [5]: cumque Theutunici tanquam girovagi orbem perambulant, alie nationes non intelligentes hoc idioma, cum tanquam canes latrant, mutos fore Theutunicos estimabant, et sicut Slawi Niemecz, id est mutum, quemlibet appellabant, Theutunicum, sic Boemi Nyemecz quemlibet nominant subsequenter. [6]: et cum Theucades partem illius servilis gentis in servitutem huc inde dispersisset, cum residuo quoque populi in solitudinem deserti Bavarie pervenisset, sibi ibidem ducatum sinistre et extranee usurpavit, a quo plures ducatus Almanie sunt absinde in posterum derivati. dicuntur autem hee omnes nove et signantur Theutunice regiones Almania, id est totaliter omagiales. [7]: quia licet Theucadice ducatus in deserto usurpaverant, tamen cogebantur sacro imperio Romano deservire, sic licet principes de novo facti forent, quod tamen serviles deberent persistere in eternum; erantque sed iam sunt in parte maxima libertati per hunc modum.

試訳：『ドイツ人についての良き教への書』

神の名において、アーメン。

①：驚嘆すべきバビロンⁱに対する永遠なる王の支配の所産として、総数72もあつたとみなされている諸言語はことごとく、主人となるべき自由な民族に配分されたが、いまドイツ語とよばれるテウカデス語ⁱⁱだけが唯一、隷属的な民族に格別に割り当てられた。②：ところで、それはテウカデス語と呼ばれるが、それは以下の理由による。バビロンの諸言語の分配と混乱において、各言語に支配者ないし保護者が任命されたとき、卓越した言語／民族には皇帝と国王が、中位の言語には辺境伯と大公が、低位の言語には伯と有力貴族が、しかしもっとも最低位の言語には族長と首長が授けられ、それゆえ首長テウカデスは隷属的なドイツ語を割りあてられた。③：ある民族には王国が、別の民族には大公領が、残りの民族には各領邦が、それぞれの功績、威信、官職、特権にしたがって割り振られたのに対して、ドイツ人は託身し、奉仕する存在であり、今日まで戴冠した諸侯は皆無である。④：テウカデスはドイツ人の奴隷の群れを引き連れてあらゆる地域を遍歴し、男女があらゆる民族にそれぞればらまかれた。そのため、ドイツ人に充ちていない地域は存在しないほどだった。なるほど彼らはさまざまな地域にばらまかれたが、すべての地域で彼らの言葉はほかの諸言語の干渉と連結より派出したものと相異なっていた。⑤：あたかも巡歴修道士のようにドイツ人は世界中をさまよっていた。犬のように吠える彼らの言葉を理解できないほかの民族は、ドイツ人は口をきけないものとみなしていたⁱⁱⁱ。スラヴ人がドイツ人をニエメツ、すなわち口をきけない者とよぶように、チェコ人もニエメツとよぶ。⑥：テウカデスはその奴隷民族の一部を、あちこちと奉仕すべく振り分けた後、民族の残りは、人気のない僻地バイエルンへやってきた。ここで悪辣なよそ者は大公領を不当に占拠した。それ以降、アレマニアのいくつかの大公領はここから派生した。人は今ではこの新しいドイツ人の地域すべてをアレマニアとよんでいる。つまりすべての奴隷^{iv}という意味である。⑦：テウカデスの民族は僻地で大公領を不当に占拠したが、神聖ローマ帝国に奉仕するよう強制された^v。そのため、新たに諸侯になったとしても、それでも彼らは永遠に奴隷のままいなければならない。そうあるはずが、しかし以下のようなやり方で、大部分はすぐに自由になった。

⑧: nam tota generacio Theutunica ultra alias naciones ablacione mercium de regione una et allacione in aliam mundo famulatur cotidie eatenusque bonorum copia predotantur maxime sic per auri habundanciam coemptive et per fictum blandiloquiumque famulamen ad oculum. ⑨: tandem cum invaluerunt, per violenciam principatus, provincias, civitates, castra, fortalicia, municiones, theolonia et alia multa libera, herilia et nobilissima bona cum immensis utilitatibus a sacro Romano imperio abstraxerunt et abstrahunt in hoc tempus. ⑩: pro quibus libertatibus, emolumentis et honoribus, que auro solvi non poterant, imperatores avari honoris immemores per auxilium vilis pecunie sustulerunt et ob hoc dampna, confusiones, obprobria et alia dispendia irrecuperabilia coguntur perhenniter sustinere. [fol. 25b]. ⑪: o imperialis honor ! ubi quondam quinquaginta milia florenorum, ibi iam duo calcaria; o excelsa magnitudo ! ubi quondam centum milia florenorum, ibi iam unum stamen panni; o clementissima maiestas ! ubi quondam nullo precio solvenda omagia de Theutunicilibus civitatibus feodis et vasallionatibus prebebantur, ibi iam pro beneveniatis cleri processu, campanarum pulsu, equitum turma, mulierum obviacione et per dulciloquium Theutunicorum factum cum colore pompe. ⑫: sed exiguo fructu principes mitigantur, bonumquē commune comodum et principes concernencia sic Theutunicorum efficacia prohdolor distrahuntur. ⑬: Animadvertite sapiens, considera prudens, quomodo hec astuta et fraudifera gens in fertilissimas prebendas, precipua beneficia, uberrimas possessiones immo usque in principum consilia se intrudit. ⑭: vide, quomodo huius gentis filii alienas terras intrantes primo scriptores, caupones, parasi, servi domestici, pusilli vel alii servitores existent; sic blandiuntur, palponisant et cuilibet ficta caritate obviant, quod tandem possessiones, immo quandoque filias propriorum dominorum tanquam hereditarie consecuntur. ⑮: postremum in consulatum eliguntur, rem publicam subtili exaccione spoliant, aurum, argentum, gemmas, clenodia et alia bona precipua de terris, in quibus advenae sunt, ad propria furtim transmittunt; sic cunctas terras exaccionant et desertant; sicque ditati incipiunt vicinos opprimere, principibus, aliis propriis dominis rebellare. ⑯: Judas et Pilatus sic fecere. peritusque quis dubitat, Theutunicos ipsos fore lupos in grege, muscas in cibariis, anguis in gremio, meretrices in domo.

⑧：すべてのドイツ民族はほかの民族よりはるかに、ある地域から商品を略奪して別の地域へ運搬することに奉仕しており、財産の貯蓄ということに関しては、過剰な金の買い占めと、目を欺き、媚び諂う奉仕のゆえに、もっとも多く利を得ている。⑨：彼らは力を手にしたとき、ついに暴力により大公領、管区、都市、館、城、砦、関税、そのほか多くの特権的で高貴で気高い財産を、莫大な用益権とともに神聖ローマ帝国から奪い取り、そして現在まで奪ったままである。⑩：貪欲で榮譽を忘却している皇帝は、金では支払うことのできない特権、利得、名譽を、取るに足らない金銭援助のために奪われ、損害、混乱、恥辱、そのほかの取り返しのつかない損失に、永遠に耐えることを余儀なくされている。⑪：嗚呼、皇帝の名譽よ！かつて5万の金貨のあった場所に、今ではたった2つの拍車しかない。嗚呼、崇高な陛下よ！かつて10万の金貨があった場所に、今ではたった1つの布地しかない。嗚呼、慈悲深い陛下よ！かつてドイツ都市に関する奉仕には封土や恩貸地が支払われていたが、いかなる金銭も与えられることはなかった。それが今では恵み深き司教の宗教行列、鐘の音、騎兵隊、女性の会合の代わりに、ドイツ人の甘言により、これ見よがしの華美をともなっておこなわれる。⑫：しかし、わずかな利益により諸侯はなだめられ、公共の福利^{vi}および利益とみなされるものを、なんとという苦痛か、諸侯はドイツ人の活動により台無しににされている。⑬：賢明なる者よ、気付きたまえ。分別ある者よ、考慮したまえ。この狡猾で欺瞞に満ちた民族が高収入の聖職録、格別な恩貸地、豊かな所領を得ているところか、諸侯の顧問会にまで入り込んでいるさまを。⑭：見たまえ、いかにしてこの民族の息子たちが外国に入り込み、そこでまずは書記、居酒屋の主人、取り巻き、召使、下男、あるいは何らかの奉仕する者として登場したのかを。いかにして彼らが媚び諂い、阿り、偽りの好意によって抗い、そのため、ついには所領を、それどころか自身の領主の娘を、まるで世襲所領を得たのかを。⑮：ついに彼らは顧問会に選出され、徹底的な課税により共同体を奪い、金銀や宝石、財宝、そのほかの特別な財産を、彼らがよそ者として滞在している諸国から、密かに祖国へ送り出した。彼らはすべての国を略奪し、荒廃させた。こうした方法で豊かになった彼らは隣人を抑圧し、諸侯やそのほか自身の領主に対して逆らいはじめた。⑯：ユダ、ピラトゥスのごとくになった。経験のある者はみな、ドイツ人がまさに、群れたオオカミ、食べ物にたかるハエ、心中のヘビ、家にいる娼婦となることを疑っていた。

[17]: Theutunici in consilio idem faciunt et equanimiter operantur duo vel tres Theutunici in consilio; irritant, distrahunt et produnt suos singulos coniuratos. [18]: ingemui, dum aspexi, quod Theutunici committebant maleficia, propter quae dum puniri debeant, se rei publicae pecunia redimebant dicebantque: adversarios nostros ipsorum pecunia destruamus. [19]: compassus fui, quando secreta consilii et rei publice ad principes deferebant traditorie, ut per se eatenus supra alios reg [fol. 26a] narent, ditarentur, manerentque propter sua maleficia impuniti. [20]: unum contagiosum nephas adinvenere Theutunici, per quod principes et alios potentes tam ad nihilum destruxerunt, cum in maximas et dampnosas angustias induxerunt. hoc nephas est conspiratio. [21]: nam principaliter in civitatibus Theutunicalibus mechanici cuiuslibet artificii conspiravere, quod per eos quilibet statuto precio opus suum vendere debeat; si minori vendit, aut in corpore aut in pecunia punietur. imo quandoque aliquis cogitur a labore sui artificii perpetue abstinere. [22]: inde venit, quod omnia ad solucionem carissimam devenerunt. ubi quondam quatuor grossi dabantur, ibi iam decem a labore tunice tribuuntur. sic est, quod licet opus mechanicum quadraginta annis ut solvebatur, iam per omnia quasi duplatur. [23]: mechanici in hac secta constituti compelluntur aut septimanatim aut mensurne aut circa quatuor tempora aut annue, prout hic in Boemia vel alibi conspiratio disposuit, pecuniam contribuere. [24]: per hanc pecuniam artificium suum contra iusticiam tuentur; iusticiam supprimunt et cum aliquis alium interficit, mechanica interfectoris pecuniam de erario communi prebet pro capite interfecti. [25]: cum itaque homines has sectas cognovissent fore nocuas, sectarii ipsas tanquam in testamenta converterunt, easque fraternitates, cum potius dici possunt hostilitates, appellaverunt; partem pecunie super candelas, super labores ecclesiarum aut super aliis spiritualibus impendunt instauracionibus, residuum pecunie reservantes sectamque suam taliter palliantes, ut sic suos correptores tanquam dei emulos valeant castigare. [26]: tandem civitates Theutunice cum civitatibus, principes cum principibus, quandoque civitates cum principibus, aliquando clientes cum clientibus hanc sectam nephariam subierunt, quam ligam alias punct appellaverunt, que potius deberet pacis et iusticie extirpacio appellari.

⑰：ドイツ人は諸侯の顧問会^{vii}でも同じことをおこない、2人か3人のドイツ人が心を同じくして仕事に取り掛かった。彼らは個々の顧問会成員を刺激して分裂させ、そして裏切った。⑱：私は、ドイツ人が罪を犯して罰を受けるところを見て、ため息をついた。なぜなら、彼らは処罰されなければならないのに、共同体を金で自由にし、こう言っているからである。我われは、この金でもって敵対者を滅ぼしてやる。⑲：彼らは裏切って、顧問会や共同体の秘密を諸侯に通報しており、そしてその分だけ自身はほかの者を支配し、権限を与えられるが、悪事のために罰を受けることもない。そのため、私は心がとても痛む。⑳：ドイツ人は、諸侯や権力者を、一つには全滅させるために、また一つには非常に有害な困窮におとしめるために、ある伝染性の流神的なことを見つけ出した。その流神的なことというのは、結社である（同職組合）。㉑：なぜなら、ドイツ都市では原則的にいかなる職の手工業職人も結社をつくり、それゆえ彼らの製品はどれも決められた値段で売らなければならないのである。もしそれより安く売った者は身体刑ないし罰金刑を受ける。むろん、そのゆえに人は絶えず自らの職種から手を引くように考慮させられる。㉒：そのためすべての品物が最高価格まで上昇するという事態が生じた。以前には4グロシュですんだものが、今では一枚のチュニクの裁縫に10グロシュも支払われている。そのため、手工業製品の値段は、40年前に払っていたものと比べれば、今やもう2倍になっている^{viii}。㉓：組織化されたこのセクトの手工業者は、毎週、または毎月、または四季の齋日に、または毎年、ボヘミアないし他の国で結社が整備されているように、金銭抛出を強制されている。㉔：彼らはこれらのお金で、正義に逆らって自らの職を守っている。彼らは正義を抑圧し、誰かが別の者を殺したときには、同職組合が殺人者に、共有の金庫（箱）から殺害の贖罪金を与えた。㉕：そして人びとがこのセクトの悪評を認識したとき、セクトの者たちは自らをいわば盟約に転じた。そしてそれを兄弟団と名付けたが、むしろ敵意とよぶことができた。彼らはお金の一部をロウソク、教会での奉仕、そのほかの宗教上の目的のために費やした。彼らはお金の残りをためこむ一方で、その被害者に神の敵という烙印を押すことができるかのように、セクトを取り繕った。㉖：ついに、ドイツ都市が都市と、諸侯が諸侯と、ときに都市が諸侯と、また従士が従士とともに、この流神的なセクトへ入会した。彼らは連帯、あるいは同盟ともいうが、むしろ平和と正義の根絶と呼ばれるべきものである。

[27]: hoc infectivum ex Theutunicis ortum scelus prohdolor pullulavit et radicavit in cunctis terris in tantum, quod [fol. 26b] a maiore usque ad minimum imo cuncti ruricole sunt in turpitudinio huius sceleris infirmati et quod prius nobiles secrete agebant, iam per clenodia auri et argenti diversa indicia, que corpore gestant, confirmatum ordinem profitentur. imo iam hec secta tantum invaluit, quod propter eam non formidat derelinquere fratrem frater. [28]: nunc risi, nunc dolui, cum vidi Theutunicorum efficacia reges et principes hunc sceleratum ordinem subintrare. risi, quod Theutunici hoc ficta nequicia adducebant; dolui, cum principes [qui] pii et doli expertes essent, quid facerent, nesciebant. [29]: attende rex, perpende principes, quod hee secte conspiratorie pro comodo tuo non sunt; cum hiis nec in regno, nec in prelio es securus. [30]: o felix prior etas, quam beata vigebas inscia mali huius. ey, princeps! ha, terrarum potentes! cum videatis oculotenus, quod Theutunici dolose, versute et fraudulenter vos et omnes regiones destruunt, cur ipsos in vestris consiliis et dominiis tolleratis? [31]: aspice, Altissime, iam Ungari, Dalmacii, Polloni, Ruteni, Boemi, Moravi, Charvacii, Anglici, longe lateque habitantes Slavi et aliarum non Theutunicarum terrarum indegeniti alumpni in terris suis per Theutunicos de propriis dignitatibus, beneficiis, usufructibus, stallis, ambonibus, libertatibus et ceteris retruduntur honoribus, Theutuniceque in hec subplantatorie intruduntur. [32]: ey, deus! prefertur alienigena, indigena conculcatur. utile, iustum et consuetum foret, ursum in silva, vulpem in antro, piscem in aqua, in Theutunia Theutunicum permanere. [33]: salubriter stabat mundus, quando Theutunici pro signo ad sagittam ponebantur, ibi oculis orbabantur, hic pede suspendebantur, ibi extra menia proiciebantur, hic nasum pro theolonio dabant, ibi in mortem repentino principum intuitu corruebant, hic aures proprias cogebantur comedere, hic nasum pro theolonio dabant, ibi in mortem repentino principum intuitu corruebant, hic aures proprias cogebantur comedere, hic aliter et ibi aliter multabantur. consulte vir, si ridere voles, silentio considera. [34]: videbis [fol. 27a] Theutunicos cinctis vestibus, calamistratis crinibus, perfidis risibus, astutis salutationibus in salutando, dolosis genuflexionibus, fictis gratitudinibus et aliis plusquam plurimis sophisticis curthasiis inherere, omnino undique et semper raucosos fore; in prelio nil valere; infringunt iura roborata et approbata antiquitus propinantque nova de propriis capitibus iura pro se suisque valencia pro amicis, qui eos copiosius numerant; iniustissimus is fit iustus.

㉓：ドイツ人に由来するこの腐敗した冒涇が、なんという苦痛か、国中にはびこり、根付いた。そのため、上から下まですべての農民が、この冒涇の卑劣さに力を失うほどであった。かつての貴族がひっそりとふるまっているのに対して、彼らは今や、身につけた金の飾りと様々な銀の記章により、団体が確立されていることを公然と示している。むしろ、このセクトはすでに、兄弟が兄弟を見捨てることをはばからないほどに力を増している。㉔：私は、王や諸侯が、ドイツ人の効力によって、この冒涇的な団体に入るのを見たとき、嘲笑し、そしてまた悲嘆した。ドイツ人が悪事を働いて、このような事態をもたらしたことを、私は嘲笑した。敬虔で欺瞞とは程遠い諸侯が、彼らになしたことを知らないの、私は悲嘆した。㉕：王よ、気付きたまえ、諸侯よ、考慮したまえ。この結社したセクトはまったくあなたの役には立たないのです。彼らとともにいては、あなたは王国でも戦陣でも危険なのです^{ix}。㉖：嗚呼、こんな災いを知らず、祝福されて生き生きとしていた、古き良き時代よ！諸侯よ！国の権力者よ！もし、狡猾かつ巧妙で、欺瞞に満ちたドイツ人が、あなたたちやすべての地域を滅ぼそうとしているのを目でも見たならば、どうしてあなたたちは自身の顧問会や所領に彼らの存在を容認できるだろうか？㉗：物事の奥深くまで目を向けたまえ！ハンガリー人、ダルマツィア人、ポーランド人、ルーシ人、ボヘミア人、モラヴィア人、クロアチア人、イングランド人^xなど、広範に住んでいるスラヴ人と、ほかの非ドイツ系諸国の土着の子孫は自らの国で、ドイツ人によって自身の威厳、恩貸地、用益権、合唱席、説教台、特権、そのほかの名誉から排除され、ドイツ人は策謀により割り込んでいる。㉘：嗚呼、神よ！外国人が優遇され、土着の者が踏みつけられている。熊を森に、狐を洞穴に、魚を川に、ドイツ人をドイツ人に留めることこそ、有用で公正な慣習である。㉙：以下のようなとき、世界は健全である。ドイツ人が矢の目標として定められ、そこで目を奪われるとき。彼らが足から吊るされ、城壁の外へ投げ出されるとき。彼らが関税として鼻を差し出し、諸侯も予期せぬほどあっという間に死にいたるとき。彼らが自分の耳を食べるように強いられ、あちこちで懲らしめられているとき。もし笑いたくとも、黙って熟慮し、よく考えたまえ。㉚：ベルトを締めた衣服、縮れた髪型、不誠実な笑み、老獪な挨拶、狡猾な阿諛、偽りの懇懇、そのほか無数の詭弁的な礼儀正しさに固着するドイツ人を、いつでもどこでも騒がしいドイツ人をあなたが目にされたなら。彼らに戦う力はいっさいない。彼らは古より強化され、承認されている法を破り、自身のために自分の頭から取り出した新しい法を、そして彼らにより多くを支払う友人のために権力をもって埋め合わせている。もっとも不正なものが法となっている。

35: aliciunt principes, barones et clientes, cum ipsis compaternitatis affinitatem contrahunt, ipsis commendant, hos numerant, ipsorum familiam et homines, dum pro maleficiis puniri debent, eximunt, protegunt et liberant, ut viceversa hostilitatis, tribulacionis et fuge tempore ipsorum municiones et castra eis in refugium sint aperta, ut eciam sic latere pacate queant, quousque ipsorum nepharia fuerint complanata. 36: nota; principes terrarum, quod nondum sciunt, sciant iam, quod nullus Theutunicus legatus aut nuncius sit fidelis. 37: Theutunicus a principe una legacione versus Germaniam, Ytaliam aut alias suscepta peractaque fit ammodo semper dives. nam primo in itineris expeditione habundanter repletum fuit marsupium, tandem mercator in legatione principis Theutunicus castrum pro equo Lombardico, civitatem pro stamine thaphitensi et purpureo, provinciam dans pro pluribus milibus florenorum. dampnificatur princeps. 38: nequam nuncius revertitur, flet, compatitur principi regionem in quam missus fuerat, nil valere, rebellare et sibi per eam fore asserens diffidantem, quamvis amet principem, obediens sit et eius adventum velud deicum prestulatur. 39: furit princeps, mitagatur nequam blandiente nuncio aliis novis suasionibus introductus. legatus indigena, ut bene expediat, demum deprecatur fideliter, propria impendit, corpus exponit, ut honorem tantummodo consequatur. 40: nota: quid dicamus, auscultatorem ita alti ingenii numquam vidi, qui ipsorum innumeras iniquitatum adinventiones et pravitatum operationes sciret per singula explicare. 41: paucis productis taceo ergo ego. non movearis ira, qui idiomate [fol. 27b] Theutunico frueris, indigena. nam apud homines diversitate linguarum fruentem donum deicum fore pono. quos denoto, noto eos, qui relicto natali solo aliena regna seu regiones vulpine intrant, leonine regnant et expellentur ultimo velud canes. 42: nota: deo hortati prudentes principes has miseras nec non omnium scelerum infectas formicas in estate fomentum congregare permittunt, congregatum in hieme totum tollunt suo tempore eis tanquam mel apibus et lanam ovibus adimentes eosque aliquialiter eorum cognita nequicia ex alienis nidis ultimo expellentes. 43: fatui autem principes ipsorum scorpionico veneno, quod primo dulcescit, ultimo amarescit et inficit, attracti et infecti, eos ditant, plantant et radicant, a quibus postremo premium sumunt malum. quid plura ? det eis ens encium turpamen. amen. explicit hoc etc.

㉔：諸侯、貴族、従士は彼らを側において、彼らと代父の関係を結び、彼らに委託し、彼らをその家族、家人とみなした。もし彼らが悪事を犯して罰せられるべき場合には、逆に敵意と苦難と逃避に対して彼らの砦と城を隠れ処として開き、さらに彼らの洗神が言い逃れられるまで無事に身を隠すことができるように、彼らを隔離し、保護し、解放する。㉕：注意：いまだ彼らを知らない国の諸侯も、いかなるドイツ人特使も使節も誠実ではないことを、いまや知るように。㉖：諸侯からドイツ、イタリア、その他の地への特使を引き受け、遂行したドイツ人は、その後はつねに豊かになる。なぜなら、最初に旅の費用として財布をいっぱい満たしたからである。つまり、ドイツの商人は、諸侯の特使として、ロンバルディアの馬のために城を、タペストリーや深紅の織物のために都市を、数千グルデンのために地方管区を贈り、諸侯は損害を与えられた。㉗：不正な使節は戻ってくると嘆き悲しみ、彼が派遣された地域は何の役にも立たず、反乱がおきているとして諸侯に同情し、疑念を抱くように吹き込んだ。彼らは諸侯を愛しており、従順で、何か神の使いでもあるかのように、その到着を待っているにもかかわらず。㉘：諸侯は激怒したが、不正な追従する使節により、別の新しいことを口説かれた。土着の特使は、よき結果を得るようにまったく誠実に願い、自身の財産を用に役立て、名譽だけは勝ち取るために、わが身を捨てた。㉙：注意：彼らの無数の下劣な作りごとや、邪悪な好意を個別に処理できる傾聴者を、より高い才能から決してみななかったことを、どれほど我われは述べたのか。㉚：それゆえ私は、ささいな結果については黙っていた。あなたがドイツ語を用いる地元生まれの者^{xi}であれば、それほど怒りに震えることもないだろう。なぜなら、私はさまざまな言葉の使用を、人類に対する神からの授かりものと考えているからである私が表現したのは、生まれ故郷を離れ、よその王国や地方へ狐のように入り込み、獅子のように支配し、ついには犬のように追い払われる者のことである。㉛：注意：神により鼓舞された賢明な諸侯は、この忌避すべき、あらゆる洗神に汚染されたアリを、夏の暑い時期に集めさせておき、冬のしかるべき時に、集められたすべてを没収する。ハチから蜂蜜を、羊から羊毛を取り上げるように。いくらか彼らの悪辣さを経験して、最終的に不適な巣から追い出すように。㉜：しかし、最初は甘いのが、その後苦くなり、毒となる、彼らのサソリのような媚薬によって誘惑され、伝染させられた愚直な諸侯は、彼らを豊かにし、定着さえ、根を生やさせた。その後、彼らからひどい報いを受けた。

これ以上何か？彼らは神をも辱める。アーメン。

- ⁱ チェコ最古の年代記である『コスマス年代記』および、建国／始祖神話に関してはその系譜を受け継ぎ、本稿で比較対象としている『いわゆるダリミル韻文年代記』も、ともにバベルの塔の崩壊から語り始めており、聖書の世界観に立脚する世界年代記に分類できる。『ドイツ人についての良き教えの書』は年代記ではないが、導入の装置としてこれを援用している。
- ⁱⁱ テウカデスに関する典故は不明。
- ⁱⁱⁱ ドイツ人を犬に例えるレトリックは、間接的な引用ではあるが、14世紀のポーランドにおいてもみられる。14世紀初頭にチェコで成立した『ズブラスラフ年代記』によれば、1300年にヴァーツラフ2世がフニェズノでポーランド王に即位したとき、当地の大司教はドイツ人司教を「犬の頭 *canina capita*」と罵ったという。Zbraslav, in *FRB* IV, Praha, 1884, I-67.
- ^{iv} *almanie*を、*all* (すべての) + *mann* (従者) と解釈している。
- ^v 神聖ローマ帝国は一般的にドイツ系の国家・君主とみなせ、従来のチェコの年代記記述では、「ドイツ人=帝国からやってくる者」と認識されている。しかし、14世紀半ばからはチェコ王家のルクセンブルク家が皇帝を輩出しており、その点を考慮して帝国とドイツ人を区別した叙述になっていると考えられる。
- ^{vi} 公共の福利／公共善 *commune bonum* 概念の (少なくとも言葉の) チェコにおける初出は、おそらく『ズブラスラフ年代記』である。Zbraslav, in *FRB* IV, I-5, 27, 66, 92.
- ^{vii} チェコにおいてもドイツ人が君主の顧問会に招聘されていることがたびたび問題視されており、1310年にルクセンブルク朝が成立したさいにも、そのことが新国王と貴族のあいだで確認されている。しかし、ドイツ系貴族がすべて排除されたわけではない。詳しくは、前掲拙稿「外国人に官職を与えるな——中世後期チェコにおける貴族共同体のアイデンティティ——」を参照。
- ^{viii} この時代の正確な物価は不明だが、史料に散見する記録を網羅的に拾い出したグラウスの研究 (F. Graus, *Dějiny venkovského lidu v Čechách v době předhusitské* II, Praha, 1957, pp. 406-433) に依拠するならば、14世紀後半にかけての手工業製品の価格は必ずしも高騰しているにはみえない。
- ^{ix} 同様のメッセージが『ダリミル韻文年代記』でも繰り返されている。たとえば, Dalimil, in *FRB* III, Praha, 1882, k. 49, 63, 70, 92, 106.
- ^x チェコと同じような地政学的立場にあるハンガリーは別として、なぜイングランドがドイツ人から被害を受けている国として挙げられているのかは説明されていない。ただし、中世のチェコにおいては、ザクセン人がもともとブリテン島のアングル人と同根である (いわゆるアングロ=サクソン人) ということも伝承されており、ここでの「イングランド人」はブリテン島の先住民を指している可能性もある (『続コスマス年代記』 *O zlých létech po smrti krále Otakara II.*, in *FRB* II, Praha, 1874, pp. 363-365. なお、1348年にカレル4世によって創設されたプラハ大学の国民団 *natio* は、チェコ国民団 (含ハンガリー)、バイエルン国民団 (含オーストリア、ライン流域)、ザクセン国民団 (含マイセン、イングランド)、ポーランド国民団 (含シレジア) となっており、アングロ=サクソンの枠組みは継承している。F. Seibt, *Karel IV.*, Praha, 1999, pp. 182-183.
- ^{xi} 地元生まれのドイツ人がすでにチェコで共同体を形成していることは、12世紀末に出された大公ソビェスラフ2世の『ドイツ人法』より明らかである。この法に関しては、別稿を準備中である。